

(農林水産委員会)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(郡司彰君外四名発議)(第一百七十回国会参第一号)

(本院継続審査)要旨

本法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、土地改良区、森林組合、農林中央金庫等について、特定の政党のために利用してはならないこととするため、所要の規定の整備を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業協同組合法、水産業協同組合法、土地改良法、森林組合法及び農林中央金庫法において、それぞれの法律に規定する組織を「特定の政党のために利用してはならない」こととする規定を新たに設けることとする。

二、この法律は、公布の日から施行することとする。